

資料1

上下水道事業経営審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

No.	氏名	団体・役職
1	東 伸明	野々市市民生委員児童委員協議会 会長
2	田中 波津美	野々市生活学校 副会長
3	澤村 昭子	野々市市女性協議会 会長
4	西田 治夫	野々市市老人クラブ連合会 会長
5	北村 恒	野々市市商工会 副会長
6	藤田 雅顯	野々市市連合町内会 会長
7	岡田 晴彦	野々市市社会福祉協議会 会長
8	前田 雄彦	北國銀行野々市支店 支店長



水 第 200 号
令和 3 年 8 月 31 日

野々市市上下水道事業経営審議会長 様

野々市市長 栗 貴 章



下水道使用料の改定について（諮問）

野々市市上下水道事業経営審議会条例第 2 条の規定により、下記の件について
貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

野々市市公共下水道条例第 15 条第 1 項に定める下水道使用料の改定
について

2 諮問理由

本市の下水道事業使用料は、平成 23 年 4 月の改定から 10 年を経過し
ており、現行の使用料では、事業運営に必要な経費を賄いきれず、不足
分を一般会計からの基準外繰入金によって補う状況が続いている。

受益者負担の適正化、税の公平性の観点からも、基準外繰入金に依存
しない経営を行っていく必要があることから、下水道使用料の改定につ
いて諮問するものである。

野々市市上下水道事業経営審議会条例

平成23年3月22日条例第6号

(設置)

第1条 野々市市における水道事業及び公共下水道事業の合理的な経営を図るため、野々市市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、水道事業及び公共下水道事業の経営に関する事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 水道又は公共下水道の使用人
- (2) 識見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ意見若しくは説明を求めること又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、土木部上下水道課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行の日以後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

3 委員の任期満了による改選後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和59年野々市町条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年条例第36号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。